

## 地域彩生デザイン支援事業補助金交付事業交付要綱

令和8年4月1日  
企画政策課

(趣旨)

第1条 町は、高原町の更なる活性化を推進するため、予算で定めるところにより、地域彩生デザイン支援事業補助金交付事業実施要領（令和8年4月1日定め。以下、「実施要領」という。）に基づく事業を実施する団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費は、実施要領に定める経費とし、補助率は10分の10以内とする。

2 補助額は、算出した金額の千円未満の端数を切り捨てた額とし、1団体単年度当たり30万円を限度額とする。

3 事業の採択にあたっては、連続して本補助金の採択を受けている団体よりも、新規に申請を行う団体を優先して採択するものとする。

(補助条件)

第3条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 規則第10条第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出することによって行わなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合補助事業の内容等の変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合補助事業遅延等報告書（様式第5号）

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第10条2項ただし書の規定により町長の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の変更

事業の目的に変更をもたらす事業概要の大幅な変更

(2) 額の変更

第2条の規定により算出した補助額の2万円を超える額の変更

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支精算書（様式第7号）
- (3) 領収証の写し

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により町長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

なお、この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。